

令和元年 10 月 1 日より消費税率引き上げに関するお知らせ

さて、今般、改正消費税法の決定により、令和元年 10 月 1 日より現行消費税率の 8%から 10%に引き上げられることとなりました。

つきましては、以下の通り施設専用利用料が変更となりますので、ご一読頂き、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(施設専用利用料) ※令和元年 10 月 1 日より、下記の利用料となります。

専用利用施設	利用料 (1 時間につき)	対象	利用区分	備考
50m プール	25, 120 円 (全面/時)	プロ利用	全面	※プロ利用とは、プロスポーツ目的。アマ利用とは、アマチュアスポーツ目的 (一般利用団体・一般大会) ※50m プール、25m プール、アイスアリーナ、設備は 1 時間当たりの利用料の提示になっています。
	12, 560 円 (全面/時)	アマ利用	全面	
	2, 500 円 (1 コース/時)	プロ利用	1/10 コース	
	1, 250 円 (1 コース/時)	アマ利用	1/10 コース	
25m プール	10, 460 円 (全面/時)	プロ利用	区分けなし	※50m プール、アイスアリーナは区分により利用料から割って算出することが出来ます。
	5, 230 円 (全面/時)	アマ利用	区分けなし	
アイスアリーナ	31, 400 円 (全面/時)	プロ利用	全面	※プール、アイスアリーナの専用区分は当施設自主事業により制限させて頂く場合があります。 ※施設利用料の他、場合により (営業時間外) 設備利用料が必要になります。(電気・空調その他備品貸しなど)
	15, 700 円 (全面/時)	アマ利用	全面	
	15, 700 円 (半面/時)	プロ利用	半面	
	7, 850 円 (半面/時)	アマ利用	半面	
トレーニングルーム	専用利用出来ません。	—	—	※プール貸切利用にて飛び込み練習をする場合、利用責任者は、周囲の安全を確保し必ず 5m 以内の水中 (もしくは安全が確認できる場所) にて監視する事。
会議室 役員室 1. 2. 3	午前 1, 030 円 (一室) 午後 1, 030 円 (一室) 夜間 1, 030 円 (一室) 全日 3, 090 円 (一室)	—	—	
設備				※トレーニングルームの専用利用は出来ません。
大型電光表示装置	10, 470 円/日	—	—	※会議室・役員室 1. 2. 3 の午前は 9 時～13 時、午後は 13 時～17 時、夜間は 17 時～21 時、 全日は 9 時～21 時の設定で対象、利用区分はありません。 ※ホッケーゴールは施設利用料に含む。
放送設備	3, 130 円/日	—	—	
自動審判計時装置	3, 130 円/日	—	—	
アイスホッケー用器具	3, 130 円/日	—	—	
アイススケート用器具	3, 130 円/日	—	—	
その他の競技用器具	3, 130 円/日	—	—	
空調設備	7, 330 円/時	—	—	
電灯 (1/2 点灯)	1, 460 円/時	—	—	
電灯 (2/3 点灯)	1, 880 円/時	—	—	
電灯 (全点灯)	2, 820 円/時	—	—	

※事前に『豊橋市屋内プール・アイスアリーナ専用利用承認申請書』への記入をし、専用利用許可を受けて下さい。

※施設個人利用料については変更ありません。